

奈良県告示第百二十三号

奈良県建設業者関係書類等閲覧規程（昭和四十七年五月奈良県告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第五条中「閲覧時間」の下に「若しくは閲覧所の休業日」を加える。